

令和2年4月8日

徳島大学学生の皆様

理事・副学長（教育担当）
河村保彦

学生生活及び課外活動について（通知）

4月の移動の時期を発端に、関東圏のみならず関西圏においても日々多数の新型コロナウイルスの新規感染者が出てきており、4月7日には政府から緊急事態宣言が発出され、本学においても、入学式の中止、遠隔授業等の導入、対面授業開始時期の延期、県外移動の制限等、様々な感染防止対策を講じているところです。

これらのことから、学生生活及び課外活動等については、今後、本通知によることとしますので、学生の皆様においては、本学学生としての責任を自覚し、節度ある行動をとっていただきますよう、ご理解、ご協力をお願いします。

新型コロナウイルス感染症への対応に関しては、今後も感染状況等を確認しながら、随時、見直しを行うことを申し添えます。

記

1. 対象期間

令和2年5月6日（水）まで

2. 生活上の注意

(1) 感染予防

感染予防のため、5月6日（水）までは、県外への移動や不要不急の外出を避ける
とともに、3つの密（密閉・密集・密着）を回避し、検温等による健康管理に努めて
ください。

(2) 県外への移動

やむを得ず県外へ移動する場合は、必ず各学部学務担当係へ連絡してください。
なお、5月6日（水）までの間に、緊急事態宣言の対象地域（東京、埼玉、千葉、
神奈川、大阪、兵庫、福岡の各都府県）に移動した場合は、その理由の如何に関わら
ず、再び徳島県内に戻って以降、14日を経過するまでの間、自宅待機のうえ体調確
認を行っていただくこととなりますので注意してください。

(3) 飲食を伴う会合

店舗や自宅の別を問わず、新入生歓迎会や複数人による飲み会など、飲食を伴う会
合への参加は自粛してください。

(4) 海外渡航

私事渡航は自粛してください。また、海外から帰国した場合は、14日間の自宅待機のうえ体調確認を行っていただくこととなります。

3. 課外活動上の注意

(1) 課外活動

屋内・屋外を問わず活動を禁止します。また、練習や打ち合わせ等の活動についても禁止します。

なお、感染対策を講じたうえでの、健康維持のための自主トレーニングはこの限りではありません。

(2) イベント等

①学生団体等が主催するイベント（公式・非公式の別は問わない。）

学生団体等が主催するイベント（試合、大会、演奏会、ライブ、合宿、遠征、学内に学外者を招いての活動（練習試合等）等）は中止してください。

②他機関主催の大会やイベント

他機関主催の大会やイベントへの参加は自粛してください。

(3) 新入生勧誘活動及び歓迎イベント等

屋内・屋外を問わず、各学生団体等主催のこれらの活動は、手渡しによるチラシ等の配布も含めて禁止します。

ポスター等の掲示はかまいませんが、動画配信を行う場合は、事前に学生支援課に相談が必要です。

(4) 課外活動施設の使用

課外活動施設（学生会館、体育館、課外活動棟）については、全て使用を禁止します。

なお、感染対策を講じた上での、健康維持のための自主トレーニングなどで総合グラウンドを使用することはできますが、部室、トレーニングルームの使用は禁止します。

(5) 物品の貸し出し

物品の貸し出しは、行いません。

【問い合わせ先】

学務部学生支援課学生支援係

連絡先：088-656-7086、7287